

2021年1月27日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕 様

興和株式会社

この度の「お問合せ」に対する回答について

貴機構の2020年12月24日付け「お問合せ（その4）兼回答」に対し、以下のとおり回答申し上げます。

【お問合せ】

- (1) 商品ラベル・包装や販促資材等についても、本件各表示を使用しないものに変更する予定はありますか。予定がある場合、いつ頃までに変更を行う予定ですか。
- (2) 変更後のカンゾコーワの公式サイトには、「アルコールを分解したり二日酔いを防止・緩和するものではありません。」との表示があります。
商品ラベル・包装や販促資材等につき、かかる表示のあるものに変更する予定はありますか。予定がある場合、いつ頃までに変更を行う予定ですか。

【回答】

この度は、弊社からのお尋ねに対しご回答をいただきましたこと御礼申し上げます。

弊社では、貴機構のご指摘を真摯に受け止め、また、消費者の皆さまに対しまして、より適切な情報を提供できますよう、貴機構の2020年9月3日付け「申入書」における「本件各表示」を考慮し、準備が整いましたブランドサイト、TVCM、販促資材等について順次変更を行ってまいりました。一方、商品ラベル・包装については、デザイン変更には時間を要しますことから、ブランドサイト等における商品の画像については、やむを得ず「飲み会を科学する」などの表示がされた製品を使用している状況でございます。

現在、商品ラベル・包装等につきましても「飲み会を科学する」などの表示を変更すべく、鋭意検討を進めておりますが、その変更時期は、製品の販売状況を見極めて決定する予定でございます。

また、「アルコールを分解したり二日酔いを防止・緩和するものではありません。」との表示につきましては、商品ラベル・包装において、「飲み会を科学する」などの表示がされないことで、本製品を使用することにより「アルコールを分解したり二日酔いを防止・緩和する」といった印象を消費者の皆さまが抱くことは考え難いと思料しますことから、商品ラベル・包装への表示は予定しておりません。一方、既にブランドサイト、TVCM、一部の店頭販促物において当該表示をしておりますが、今後もブランドサイト等において注意喚起を十分に行ってまいりたいと考えております。

なお、消費者の皆さまに広く認知されていると考えられる、本製品と類似した成分を含む他社製品を調査しましたところ、商品ラベル・包装において当該表示がされている製品は確認できませんでした。

弊社におきましては、引き続き、消費者の皆さまに対する適切な情報提供に努めてまいり所存です。

以上